

(2) 耐震診断、設計、改修に係る補助制度について (耐震化制度を拡充)

助成制度の内容

旧耐震基準の昭和56年5月31日以前に建築された住宅や、新耐震基準であっても接合部等の基準が明確化された平成12年5月31日以前に建築された住宅は耐震性が不足している恐れがあり、阪神・淡路大震災や熊本地震では大きな被害が発生しました。

住宅の所有者が行う耐震診断・耐震補強設計・耐震改修等工事にかかる費用の一部を助成しています。

住宅の耐震化の補助を拡充しました

- 耐震診断及び耐震設計の補助対象となる建築年の拡充
〔従前〕昭和56年5月31日 ➡ 〔改正後〕平成12年5月31日
 - 耐震改修等工事費に対する補助率を拡充
 - 昭和56年5月31日以前に建築された一戸建て住宅
耐震改修等工事費に対する補助率を拡充
〔従前〕耐震性能に応じて33%又は43% ➡ 〔改正後〕一律2/3
 - 昭和56年6月1日～平成12年5月31日に建築された一戸建て住宅
新たに補助対象に拡充 耐震改修等工事費に対する補助率は 1/3
- いずれも補助の上限額は100万円です。

集落公民館の補助を創設しました

助成の対象となる集落公民館

- 昭和56年5月31日以前に建築された公民館

1) 耐震診断への助成額（一般診断法の場合）

- 無料：木造建築物の耐震性を診断する耐震診断技術者を派遣します。
技術者の派遣費用・耐震診断費用は町が全額負担します。

2) 耐震補強設計への助成額

- 設計費用の4/5以内で、192,000円が上限です。

3) 耐震改修への助成

- 補助率は次のとおりで、300万円が上限です。
補助率は耐震改修工事費用の4/5です。

例：工事費用が300万円の場合、240万円の補助

※県からの交付決定後に実施希望のとりまとめを行います。
(別途、とりまとめの際にご案内いたします。)